

資料2

不登校問題に関する基礎資料

1 定義

不登校問題の対象は、登校はできるが遅刻や早退を繰り返したり、常時保健室等に入ったりする段階から完全に自宅に引きこもっている段階まで幅広い。文部科学省は、次のように定義している。

〔定義〕

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）

〔統計基準〕

「年度内に30日以上欠席した者」を不登校児童・生徒としている。

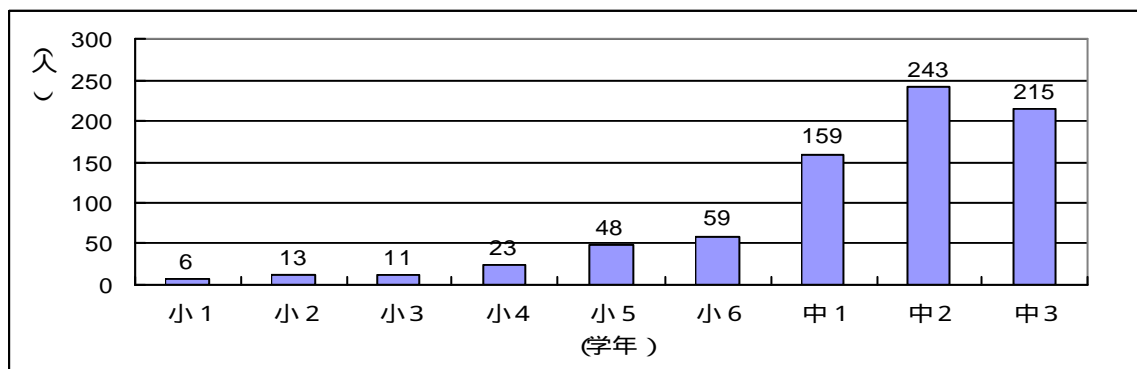
2 現状

(1) 不登校児童・生徒数（学校基本調査による…国・私立校を含む）

	年度	全 国			福 井 県		
		在 籍 児童・生徒数	30日以上		在 籍 児童・生徒数	30日以上	
			数	出現率		数	出現率
小学校	15	7,226,910	24,086	0.33%	50,446	150	0.30%
	16	7,200,933	23,310	0.32%	50,105	155	0.31%
	17	7,197,458	22,709	0.32%	49,922	152	0.30%
	18	7,187,417	23,824	0.33%	49,467	160	0.32%
中学校	15	3,748,319	102,126	2.72%	26,853	657	2.45%
	16	3,663,513	100,007	2.73%	26,061	636	2.44%
	17	3,626,415	99,546	2.75%	25,467	641	2.52%
	18	3,601,527	102,940	2.86%	25,140	626	2.49%

全国は、5年ぶりに増加に転じたと新聞報道されたが、福井県は、横ばいを続けている。

(2) 学年別不登校者数（平成18年度、福井県内の公立小・中学校）



中1で不登校が増えるのは全国的な傾向であり、「中1不登校（中1ギャップ）」と呼ばれる。理由として友人関係や学業不振が関わっていることが少なくない。

(3) 原因 (平成17年度、文部科学省「問題行動調査」による)

〔不登校になったきっかけ〕

【全 国】		【福 井 県】	
1位	その他本人に関わる問題 30.7%	その他本人に関わる問題	22.3%
2位	友人関係をめぐる問題 20.6%	友人関係をめぐる問題	20.8%
3位	親子関係をめぐる問題 9.2%	親子関係をめぐる問題	9.7%
4位	学業の不振 7.1%	学業の不振	9.3%
5位	病気による欠席 6.2%	病気による欠席	8.9%

「その他本人に関わる問題」とは、「極度の不安や緊張、無気力等で他に特に直接のきっかけとなるような事柄が見当たらないもの」

〔不登校が継続している理由〕

【全 国】		【福 井 県】	
1位	不安など情緒的混乱 31.2%	不安など情緒的混乱	38.2%
2位	無気力 22.4%	無気力	22.7%
3位	複合 20.6%	複合	21.1%
4位	遊び・非行 7.9%	学校生活上の影響	5.7%

3 県教育委員会の施策

(1) 不登校対策総合支援事業

- ・小・中学校連携実践推進 ――― 15校指定。中1ギャップ解消のための実践研究
- ・心のパートナー派遣 ―――― 悩みを持つ子どもの話し相手として大学生を派遣
- ・メディア啓発事業 ―――― 24時間電話相談の広報
- ・講演会、カウンセリング研修会の開催
- ・適応指導教室同士の交流

(2) スクールカウンセラー配置事業

全中学校に、臨床心理士等のスクールカウンセラーを、週2回、各3時間派遣

(3) 「子どもと親の相談員」等活用調査研究委託

小学校に、子どもの悩み相談を受ける「子どもと親の相談員」(16校)、暴力行為等に対処する「生徒指導推進協力員」(5校)を派遣

(4) 問題を抱える子ども等の自立支援事業(不登校対策)

教育研究所教育相談課を広域支援センターとし、9カ所の地域支援センターと13の適応指導教室がネットワークを組み、不登校児童・生徒の社会的自立を促す。

4 市町教育委員会の施策

(1) 適応指導教室の設置

16市町(池田町を除く)で20カ所の地域支援センターと適応指導教室

(2) 市町費負担のカウンセラー・相談員の派遣

14市町(永平寺町・池田町・若狭町を除く)が不登校児童生徒および保護者への教育相談のためにカウンセラー等を配置

(3) 教職員・保護者対象の講演会や研修会の実施